



平成18年5月25日

各 位

会社名 株式会社ベネフィット・ワン
代表者名 代表取締役社長 白石 徳生
(コード番号 2412 東証第二部、ジャスダック)
問合せ先 取締役経営管理部長 管理担当
小 山 茂 和
(TEL. 03-4360-3159)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月25日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第11回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)、「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたのに伴い、以下のとおり変更するものです。

公告閲覧の利便性の向上及び公告費用の節減を図るため、変更案定款第5条(公告方法)のとおり、公告方法として、インターネットを利用した電子公告を採用するものであります。併せて、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することにより、株主の皆様へ当該事項に係る情報を提供したものとみなされるようになったことに伴い、変更案第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものです。

取締役会の書面決議が認められるようになったことに伴い、経営の効率を高めるため変更案第21条(取締役会)に第3項を新設するものであります。

社外取締役および社外監査役として広く人材の登用を可能にするため、変更案第23条(取締役の責任免除)に第2項および変更案第30条(監査役の責任免除)に第2項を新設し、社外取締役および社外監査役との間にあらかじめ責任限定契約を締結することができる旨の規定を置くものであります。なお、変更案第23条については、監査役全員の同意を得ております。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の追加、削除、修正、移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第 2 条 (条文省略)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>15. (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>16. (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>15.</p> <p><u>16. カスタマーロイヤリティープ ログラムサービス事業</u></p> <p><u>17. 従業員向けインセンティブサ ービス事業</u></p> <p><u>18. 会員制余暇サービス事業</u></p> <p><u>19. 教育等サービス事業の経営</u></p> <p><u>20. リゾート施設の運営・管理 および会員権の販売</u></p> <p><u>21. 船舶の運航・管理・保管</u></p> <p><u>22. (現行どおり)</u></p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役 のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して<u>する</u>。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式及び端株</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、700,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(株式取扱規程) 第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、700,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株式取扱規程) 第8条 当社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ）の氏名等株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）の記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、<u>取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人</u>を置く。 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定する。 <u>当社の株主名簿、実質株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u> <u>前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって定める。 <u>当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第10条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集の時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</u></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議要件)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p><u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</u></p>	<p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議要件)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の権利行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 当会社に取締役3名以上を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(議決権の権利行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社に取締役12名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 <u>取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役若干名を定める。</u> (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役会) 第19条 (条文省略) (条文省略) (条文新設) — (条文省略)</p>	<p>(取締役会) 第21条 (現行どおり) (現行どおり) — <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> — (現行どおり)</p>
<p>(報酬) 第20条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(報酬等) 第22条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第21条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第23条 (条文省略) 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第24条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>— <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、360万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い金額とする。</u></u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第25条 (現行どおり) <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役) 第25条 監査役会<u>のその互選により常勤監査役を1名以上置く。</u></p> <p>(監査役会) 第26条 (条文省略) (条文省略)</p> <p>(報酬) 第27条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第28条 当社は取締役会の決議をもって、<u>監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令が定める範囲内で免除することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(常勤監査役) 第27条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役1名以上を選定する。</u></p> <p>(監査役会) 第28条 (現行どおり) (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第30条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>— <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、360万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い金額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任) 第31条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第29条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</p> <p>(利益配当) 第30条 利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行う。</p> <p>(中間配当) 第31条 取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5による金銭の分配(中間配当という)を行うことができる。</p>	<p>(任期) 第32条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> — <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 — 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第32条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u> (条文省略)</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第35条 <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第36条 <u>配当財産が交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付の義務を免れる。</u> (現行どおり)</p>

3. 日程

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 定款変更の為の株主総会開催日 | 平成18年6月29日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成18年6月29日 |

以 上